

滋賀県子ども若者審議会 第2回条例検討部会 議事録

- 1 日 時 令和5年6月13日(火) 17時30分～19時10分
- 2 場 所 滋賀県庁東館7階 大会議室
- 3 出席委員 伊崎葉子委員、伊丹稔委員、植松潤治委員、北居理恵委員、
崎山美智子委員、佐々木マリアナ春美委員、柴田雅美委員、
田井中歩乃佳委員、田中洋一委員、中澤成行委員、中村凜之介委員、
野田正人部会長、堀江昌史委員、宮嶋加奈江委員、山本一成委員、
山本久子委員（五十音順）

4 議事内容

○開会

○出席委員数確認

出席委員数は16名(定員17名)であり、滋賀県子ども若者審議会規則第4条第3項に定める開催要件を満たしていることを事務局から報告。

○健康医療福祉部子ども青少年局長あいさつ

○部会長あいさつ

(1) 「(仮称)滋賀県子ども基本条例」の検討について

【事務局説明】

事務局より資料1および資料2に基づき説明

(部会長)

どうもありがとうございます。

子どもの意見を聞き、それを施策に反映させるという流れについて、まず今日は、子どもたちの意見をどのように聞くかということについて、資料1のスライド9やスライド10を見ていただき、ご意見をいただきたいと思います。子どもの意見を聞くにはどういうことが必要か、このあたりはおそらく委員の皆さんはそれぞれの立場で色んな声を聞いていただいております、あるいは声を聞こうと思ってもなかなか聞けないということで悩んでいるようなこともあるかと思いますが、今日はこの辺りを整理が付いてなくても、感覚的なお話でいいと思いますので、こうい

った部分の意見聴取が大事ではないかという視点で、積極的にご発言いただけたらありがたいと思います。

順にご発言をお願いします。

(委員)

今回のテーマが子どもの意見を聞く取り組みということですが、もし子どもの忌憚のない意見を聞いて取り込むという話であるのであれば、何よりも考慮していただきたいのは、情報の機密性と匿名性かなと思っています。

皆様の前で言うのはすごく失礼だと思いますが、子どもは基本的に大人のことをあまり信用していないんじゃないかなと思っています。なぜかというと、機密性がすごく低い場合があるからです。特に学校。私の友達でも何人かいましたが、先生に相談をして、これは親に言わないでと言っても、いつの間にか親に伝わっているようなことがある。もしそういうことがあると、言ってもどうせ他人にばれてしまうということで、結局言わないサイクルが出来上がってしまう。

子どもの遠慮ない意見を聞きたいのであれば、本人にとっては周りにばれたくないという気持ちは基本的に強くなるものですので、そこをまずは念頭に置いて考えていただければかなと思います。

(委員)

私も今日色々聞かせてもらい、自分の取り組みを踏まえての具体的な施策としての提案ですけれども、子どもたちは成長して、次は若者にスライドしていくわけですが、子ども達の意見を表明する場所として子ども県議会っていうのがあるのであれば、若者県議会という形で若者が発言をしたり意見を県政に届けるっていう場所があるといいのではないかな。

子どもたちから見ても、小・中学生である自分が子ども県議会で意見を表明し、高校生・大学生になれば地域にももう少し参画した形で意見を表明する機会があると、自分はこういう形で県に関わっていけるんだっていうのがわかると、より具体的かつ主体的に子ども達や若者が県政に関心を持つきっかけになるのではないかなというのを、今日のいろいろお話を聞いてる中で感じているところでございます。

(委員)

委員のからのご意見のとおり、子どもから本音というか、考えを引き出すためには、信頼関係がまず必要。

先ほど申し上げましたように私の学校には、高等養護と全日制、定時制があり、高等養護は1学年16名です。その16名を半分に分けまして、1クラス8名で授業をやっています。また、定時制ですと、現在4学年全体で50名いるのですが、今年一年生なぜか急に人気が出まして25人ですが、2年生・3年生・4年生はそれぞれ7、8人ずつぐらいですね。非常に何というか、教員と生徒の接触が密というか、本当に一人一人を丁寧に教員が見てくれているので、こっちから何かを聞き出そうとしなくても、彼らが気軽に「先生こんなことになっている」とか、「こんなことで苦しんでいる、悩んでいる」とかいろいろ喋ってくれます。全日制はそこまではできていませんけれども、そういう意味では少人数教育というか、子どもの意見を引き出すためには、そういう観点が必要なのかなと思っています。40人学級で担任あるいは他の教科担当が、子どもと接する時間は本当に限られていますので、そのような中で子どもの意見を聞き出すのは難しいと思います。子どもと強い深い信頼関係を作っていくのが、何よりも大切なのかなと思います。

ちゃんとした教員もいますので、信頼して相談してください。

(委員)

私の方からは2点の具体的な施策を考えてきました。

1点目は子ども向けポータルサイトを作るという施策を事例として挙げられていたと思うんですけども、より子どもが見る広告媒体・発信媒体って何だろうというふう考えたときに、インスタグラムであったり普段子どもがよく触れているような媒体で情報発信していくと、より子どもたちの目に県からの情報を発信しやすい、届きやすいんじゃないかなというふうに思っています。これは情報が届きやすいというメリットもあるんですけども、子どもの方から出た意見に対してのリアクションを返すことも、インスタグラムの中の機能として付いていますので、これまでの話を聞いているとどうしても子どもからもらった意見に対してフィードバックがなかなかできないという課題もあったかなというふうに感じていまして、そこに対しても、見ましたよという反応のリアクションみたいなのを返すことができたりとか、また場合によっては、それこそ返信をするであったりとか、そこで小さなコミュニケーションが生まれてくると、子どもも意見を伝えてよかったと思ってもらえる一つのきっかけになるのかなと思っています。この課題としては、当然誰が送ってきたのかっていうのがわかってしまうので、少しライトな意見を集める手段として検討することも可能性としてはあるのかなと思っています。

2点目としては、これまでの取り組みを見た上での意見になりますけれども、子ども県議会や取材、知事への手紙というのは子どもにとって少しハードルが高い部分もあるのかなというふうに思います。やっぱり見られていることを気にしながら出す意見っていうのは、どうしてちょっと本音からかけ離れてしまうところがあるのかなというふうに思います。例えばですけども、スポーツをしながらであったり、ボードゲームをしながらみたいな形で話を聞いていくと、より近い距離で子どもの声が届いてくるのかなというふうに思っています。私自身も野球をしていた経験があって、今滋賀大学の準硬式野球部のコーチのような形で野球を指導していて、大学生ですけど、その中で出る子どもたちの意見というか、より近い距離で話を聞けたりする機会があるので、そういう子どもがやっていることを一緒にやるっていうスタイルで意見を聞けるといいのかなと思いました。

(委員)

私は普段子どもの現場で生活しているわけではないので、1人の母親として、周産期医療の取材を通して感じていることを話させていただきたいと思います。

子ども施策の中には新生児期や乳幼児期に対する支援も含まれると思いますが、出産時の事故で亡くなる子どもよりも、新生児期や乳幼児期に実母による虐待で亡くなる子どもの方が多いということが現実としてある中で、そういった子どもたちが自分の意見を表明できる段階ではないというときに、では子どもの利益を尊重するという点について親が学んでいるかということについてまず一つ疑問に思っております。

私が母親になったときは、初めて母親になるものですから、子どもの利益を尊重するという点と自分があんまりよくわかっていなくて、自分の利益を優先する癖がついてしまっているの、自分の行きたいところに子ども連れに行くとかそういったことが多かったと思います。その子どもの意見を聞き取れる訓練が親にも必要だと思っています。うちの子はもう少しで5歳になりますけれども、自分の意見を表明できるようになって、お母さんは僕の意見を聞いてくれないって気付かされているんですが、もっと早く気づいてあげられていればと初めての子を持つ親としては思います。そういう意見の表明が自分にはまだできない新生児期、乳幼児期の子ども親の人たちに子どもの利益を尊重するという点について学ぶ機会があることが、新生児、乳幼児期の子どもたちの利益を尊重することに繋がるのではないかと思います。また、前回出席させていただいてから考えたことについても述べさせていただきたいなと思っていて、部会長の最初のお話にもあったと思うんですけども、子どもの虐待防止条例っていうのが滋賀県にはあるのでしょうか。

(部会長)

条例としてはありませんね。

(委員)

もしそういう条例として明確なものがないのであれば、今回の子ども条例の中に子どもの利益のためということが明確に示されるような文言を、虐待防止条例の意味合いも含むような条例にできるともう一つ意味があるものになるのではないかなと思いました。

(委員)

私は弁護士なので個別救済の場面に立ち会うことがいろいろあり、個別の問題が起きたときに、特定のお子さんの声を聞くというケースが多くあります。この資料1のスライド10のところで類型化し整理していただいています。子どもの声を聞くと言っても、個別救済の話もあれば、制度改善の提言みたいな話もあれば、色んな声があるんだと思います。

弁護士会としては、アドボケイトの問題とか、子どもコミッショナーとかっていうものをきちんとやっていく必要があるのではないかと議論しています。

子どもの権利擁護部会の方の活動範囲を広げていくような話もあるようなので、それも上手く活用したらいいと思っています。おそらくこれまで児童養護施設に1年1回とか2回とか行っていたのを一時保護のお子さんを対象にするとかそういう話ですかね。ただ、そういう活動もできることからどんどんやっていったらいいと思っているのですが、あの部会のメンバー皆さん、とても忙しい方々なので、おそらく直営でできることには限りがあるだろうと思っています。なので、その方々がやっていただける範囲でやっていただいたらいいと思うんですけど、下請け的な組織、何段階かの組織にしないと実際には広く活用するのは難しいのかなということを感じていて、その辺りの仕組み作りをいろいろ考えていく必要があるかなと思っています。

市町、基礎自治体の方でやるべきこともいろいろあると思いますけれど、いじめの調査でもそうですが、やはり市町をまたぐケースもたくさんありますし、学校以外のところの何か習い事とかだったら普段住んでいるところから隣の市に出かけるというようなこともあると思うので、やはり県がやるべき個別の案件というのもあると思いますし、いろんな案件を拾えるようにしようと思ったらやはりコミッショナーを県の方で作る必要があるかなと思っています。

それと別の話になりますが、子どもの意見を聞く前提として、子どもは自分たちの権利があるということを知って表明するか、知らずに表明するかで、出てくる意見は違うと思っています。私達弁護士会は、主に大津市の小・中学校でいじめ防止授業をしており、授業の中で「憲法13条っていうのがあってね。個人の尊厳っていうのがあるんですよ。人1人1人大きな存在なんですよ。」ということを1時間かけて、熱く語るのですが、その効果として、その授業を聞いたお子さんが、実は自分は親から虐待を受けたことがあると言って、スクールカウンセラーに相談行った事例とかもあるというふうに聞いています。これまで自分が悪いから怒られていたと思っていたけど、自分には権利があるんだということを知ったら、相談していいんだなというふうに思えたっていうことがあります。

なので、いろんな仕組み作っていく必要があると思いますが、そういう子どもに権利があるんだよということを教える活動も、あわせてやってほしいなというふうに思います。

(委員)

私は子育て支援の現場におりまして、お母さんたちの相談に乗っているんですけども、先ほど委員が言っておられたように、信頼していただいてなんぼっていうところがあります。一端の普通の主婦が相談員として、身近に気軽に相談できる相談相手としているわけなので、自分の許可なくどんどん話が伝達されていって別のところから知られるというのはあり得ないと思っています。なので、本人が望まないものは、絶対言わないし、私達の記録として残すだけということをやらないといけないと思っております。

話を聞かせていただくというのは、基本それでないと駄目なんだろうなということがあります。子どもの声っていうのは、先ほど委員からもお話がありましたけれども、私達が接するのは0、1歳のお子さんたちですので、自分のイヤイヤ期っていうところから始まっていて、一生懸命訴えていますけど、それを聞いてくださる親と、大人の都合で封じ込めてしまう親御さんももちろんいらっしゃいます。マルチトメントという言葉が出てきていまして、虐待には当たらないけれども、不適切な対応はしない方がいいよねっていう声をどんどん私達の方からも上げていかなきゃいけないというのはいつも思っています。

子どもを真ん中に、いろんなことを決めていくということを子育て家庭がもうちょっと自覚をするっていうことも必要ですし、子どもが支援を受けるときにも、親が恥ずかしいとか、人の目が気になるっていうことで、子どもが必要としている支援を受けられないことも中にはあります。それを阻止するためにも、子どもさんのために何を選ぶか、選べる親でいられるのかということと一緒に考えていくべきだなというふうに思い、日々皆さんと接しています。ただの雑

談の中にも、お母さん、お父さんの意見はもちろんですけれど、2人が子どもを真ん中に置いて大丈夫だよねっていう確認を夫婦でもしてもらわないといけないということをお話の中にはいつも含めています。

子どもの声を聞くことについてもっと頑張らないと、と日々思っているんですけども、親の言いなりに育てられている環境は、割とあるんだろうなと感じています。子どもが親に言えない雰囲気とか、言っても聞いてもらえないので言うことを諦めるという姿も、あるのではないかと思います。なので、子どもの声を聞き出すというすごく難しいことをこれからやろうとしているんだなと思っています。

聞くにあたっては、無記名というか、その人が特定されないということがとても大事なポイントだと思います。言葉にできない人も中には含まれるので、やはり言葉で対面で喋るとかではなくて、文章を書くということでもいいと思うので、子どもたちの身近にあるWebっていうのをやっぱり取り入れて使われるのがいいんじゃないかなというふうに私は思いました。

(委員)

日々子どもの姿を見ながらの仕事をしているわけですが、今の提案を聞きながら考えているのは2つあります。

1つはこのスライドの5枚目に子ども施策の定義として、子どもに関する施策、一体的に講ずべき施策と書いていますが、これが現状で本当にきちんとできているのかなっていう議論を抜かして、新たに条例って何だろうっていう。前回私滋賀らしさっていうのは何だろうと言いましたけれど、ここを飛ばして滋賀らしさも何もないのではないかなというふうに思ったりもするわけです。

例えば、子どもの話を聞くのであれば、教員の数はやっぱり増やしていただきたいですし、スクールカウンセラーもきちんとつけていただきたいです。あるいは、学校の周り、子どもを救う関係機関の人たちについても、児童相談所も含めて、増やしていただきたい。そういうことがあって、次に子どもが何がしてほしいという話ではないのかなっていうことを思っています。

もう一つは、意見が反映される仕組み作りということで、子ども県議会やモニター制度をすると書いていますけれども、今まで子ども県議会で出てきた子どもの本当に素直な意見は、果たして議員さんたちに取り上げられて、政策に反映してきたのかどうか。子どもの意見を反映していないのであれば、子どもはやっぱり言わなくなる。それこそ大人が信頼できなくなる。それを本当に受け止める覚悟が、施策側にあるのかどうか。そこは重要なことなのかなというふうに思っています。やっぱり子どもの意見を言わせるからには、それに応えられなければ、大

人は信用を失います。子どもの信用を勝ち取るに毎日頑張っている私たちとしては、そんなことを思うわけです。例えばそれで施策に反映するために、議会との関係はどうなのかとか、予算は本当につくのかどうかそんなことまで含めての議論になっていくのかなというふうに思います。

それこそ例えば教育委員会とかともタイアップしていただきながら、それぞれの学級の中で、県の方で条例を作っていることや、子どもの権利、子どもの意見を聞くということについて考えていることを説明し、子どもの言葉を条例に反映させていくっていうのも一つの方法なのではないかなと思う。小学校から高校生まで言葉の使い方は様々で違うと思うんですけど、願いは共通するものがあると思いますので、反映できたらいいのかなというふうに思っています。

(委員)

今の委員の言葉が本当に僕にも一番フィットしているところかなと思います。僕自身は日頃障害のあるご家庭の子どもさんの診療や、発達に課題のある子どもさんの不登校とかいじめの診療とか、そういったことを日々診療のメインに置きながらやっているんですけども、障害のある人たちの話でいくと障害者総合支援法というのは10年ほど前にできまして、そのときの国の予算が6,000億ぐらいで始まったと思うんですね。それがこの10年ほどの間に1兆円に近づいて1兆円を超えるぐらいになっており、もう国の方では予算を絞り出しているっていう話を聞かされるわけですね。障害者の権利条約も含めたそういった権利について、ものを進めていくということについて、僕らが最初から言っていたことは、寝ている子を起こすことになるんだよとずっと言っています。寝ている子はどういうことかという、物を言わない、黙っている、そういう人たちに権利があるんだよ、自分たちも生きているんだよっていうことを真摯に広めていくということは、黙っていた人を呼び起こすわけですね。そうすると当然権利意識が働いて、自分の彩りを良くしていくためにこういうものが欲しいとか、こういう施策が欲しいということが当然出てきます。それで進んできたときに、国家予算が1兆円を超えるようになると、逆に締め付ける方向で今議論が財政的に進もうという気配があるんですね。要するに、この子どもの権利を保障していくような話を、本当に真っ当にやっていくのであれば、先ほど先生がおっしゃったように、親の覚悟、支援者の覚悟、財政の覚悟、そういったものを担保していかないと、絵空事だけで、単なるガス抜き場所を作っただけっていうことになりかねない。

そうすると、余計にその逆効果になってしまう、余計に自分たちの世界を知ってもらう必要性はない、自分たちは勝手にやればいいやっていうような変な気持ちが育っていく。あるいはその子どもたちに希望を与えられないで、子どもの中で早期のうつが出てきたり、子どもの中で虐待がひどくなったりというようなことに繋がりがねないというふうに思うんですよね。

だから、子どもの話を聞く立場を作るというのであれば、それを担保する、例えば、子どもたちの課題というのはもう本当に直近している課題が一番多いですよ。戦争がどうであるとか、平和がどうであるとか、そういったことよりも、校則がどうであるとか、LINEで私が弾き飛ばされたとか、先生からちょっと冷たい言葉をかけられたとか、そういうような、本当に身近なことで悩んでいる子どもたちがいっぱいいるわけですね。

例えば最近日本の学校の校則は厳しいのではないかというのが出てきていますけれども、そういう意見が子どもから出てきたときに、それを受けるような学校側の配慮であるとか、あるいはそれを解決する手段をちゃんと作ってくれるのかどうか。そういったものが教育委員会も含めて、あるいは福祉の世界だったら福祉も含めてちゃんと担保していきますよという、安心のネットワークを作っていくことを、並行して作っていかないと、結局言ったものの何にも役に立たないのではないかという形になるのではないかと危惧していますし、もう既にそういう風潮は出てきているのではないかなというふうに思います。

権利条約ということは障害者の権利条約も同じです。人の権利を保障していくというときには、相当大人の側の覚悟があるということ、全大人の人たち親も含めて、覚悟していかないといけないと思う。先ほどおっしゃったように、親の教育であるとか子育てに対する概念とか、あるいは働き方改革の話などにもものすごく広がってしまいますからね。

僕の中の持論で言いますと、子ども食堂というのを、非常にいいような話で、マスコミで報道されると思うんですけれども。一方、なんで子ども食堂に行かないといけない子どもがいるのかという議論が全然深まってないような気がするんです。ボランティアで子どもたちの憩いの場所を子ども食堂として提供しようということだけではなくて、そこにどうして子どもが集まらないといけないのかという社会政策をどうしてもっと議論してくれないのかなというふうに思います。やっていただいていることは非常に大事なことで、救済というのは非常に大事なことですけれども、それを美德で終わらしてはいけないと思うんです。

なので、子どもの権利を保障していくような話をするのであれば、相当周りの親たち、大人、支援者、財政は相当腹をくくっていかないといけないかなというふうに思いますので、そこがこれから子どもの条例の中にどう組み込まれていくのかなというそれがあってこそ、子どもが初めて口を開いてくれるのではないのかなというふうに思ったりもしています。

(委員)

私は米原市でNPOTake-Liaisonという団体で、子ども食堂や、不登校対応のフリースペース、虐待等でお家がしんどい子どもたちのトワイライトスペース、地域の方へコミュニティカフェをしている立場と、県のスクールソーシャルワーカーとして主に長浜市で活動している立場で子どもたちと接していきまして、お話をさせていただきたいと思います。

一つ目は、小中学校のときにはあんまり何も気持ちと言えなかったけれども、高校生ぐらいになって言えるようになったという何人もの子どもに出会って、すごくそれを感じています。実は委員の北星の定時制にも行ってる子どもで、小学校中学校とほとんど学校へ行きづらかったんだけれども、定時制に入って見事に頑張ってる子がうちにも来ています。私自身すごく喜んでるんですけども、その子がなぜ高校生になって頑張り、うちにも来てくれるようになったかと言うと、中学校卒業するときに、スクールカウンセラーさんとも連携し、カウンセラーさんが「家族以外のそういう場所と繋がるとかなあかんで」と言って卒業させてくださったからです。4月に入って高校の入学式が終わってから生徒本人から突然電話がかかってきました。生徒本人から電話をすとか、喋るといことがほとんどできなかったのに突然かかってきて、よくよく聞いてみると、ちょっと悩んでいることがあると。それ何だったかと言うと、入学式に行ってきたんだけれども、すごい人数の中に入るというのが久しぶりで、もうそれだけで体が固まって、息苦しくなり、これから僕はやっていけるんだろうかという話だったんですね。実際に会って話をしたんですけども、とにかく5時半になったら机に向かって座る、21時になったら帰る、ということだけをまずは目指してみたら、徐々に学校になじんできて、テストなんか本当に受けたことなかったのに、テスト勉強の際にはそのカフェの日に来てテスト勉強したり、本当にすごい成長だなんていうふうなことを見させていただいて、やはり切れ目のない受け止めというのも一つの大事なポイントかなというふうに思っています。

もう一つは子ども食堂とかで子どもたちの声を聞くことが多いんですが、やはり大人の許せない態度についてはすごく敏感だなと感じています。この前も、イベントをやったんですけども、子どもたちがいろいろイベントの準備として結構な作業に手伝わされたけど、ありがとうの一言もないんやでと訴えてきた。やはりそういう大人の許せない態度みたいなものを聞いてほしいというのをすごく感じましたし、言ってることが本当にもっともで、確かにと思ったんですよね。そういうふとした大人のそういう態度について、吐き出せる場所とかタイミング機会があるとすごく吸収できるんだなということを感じてました。

それからスクールソーシャルワーカーとして学校の先生たちと連携していく中で、ヤングケアラー問題について、どうすれば子どもがそういう家庭にいるということがどうすればわかるのかという議論をしたことがあります。いじめ問題については、法律もできてとにかくアンケートはちゃんと取りましょうというのが、間違いなく各学校でされるように位置付けられて、いじめの把握件数も上がたんですよね。でも一方でヤングケアラーみたいなそういう家庭の問題について子どもがそのように出せる機会があるかという、あまりなくて、何かそういう機会を、いじめと同じようにアンケートの機会を作っていくことによって把握しやすくなるのではないかと話したことがありました。

あとコロナ禍において、ロイロノートを使って学校の中で先生たちと生徒のやり取りが頻繁に行われるようになって、すごく今の小中学生には浸透しているんじゃないかなというふうに思っています。他のアプリを使っている学校もあと思うんですけども、本当にこの先生だけにこの話を聞いてほしいみたいにして悩みを打ち明けてくる子とかが結構いるみたいで、今の子どもたちにはそういう媒体が浸透していて使えるんじゃないかなという気もしています。

あとは小中学生が校外学習に行く機会が結構あると思うんです。町探検や博物館だとか外出するときに、何か気づいたことや、学んだことだけを書かすとかではなく、何か社会に対して気づいたこととか、県のそういう施設が良くなるには、こうしたらいいんじゃないかみたいなことを拾い上げてあげるような機会を持つといいんじゃないかなというふうに、普段接していて思います。

(委員)

最近障害の分野では兄弟の問題がすごく課題になっている。親にとって障害のある子どもとの関係は、一生じゃなくて半生なんですよね。でも兄弟というのは、一生、その兄弟と付き合わないといけない。親が障害のある兄弟の世話は不要と言ったが、実際に親が高齢になって子どもの支援ができなくなった時に、支援はしなくていいと言われた兄弟が支援をしない、断ってしまうような事例というのもたくさんあります。

私どもの方で学齢期のお母さんたちに言っているのは、障害のある本人に対しては一生懸命されていますが、兄弟のことに関してはちょっと横に置いてしまう。そうじゃないと。兄弟から SOS を発信しているかどうか、本当にいつも兄弟のことを気にかけてほしい。私のことはどうでもいいのかなって兄弟が思ったら、もうそれで終わりなんですよね。何かあったときに、本当に障害のある兄弟のことはさておいて、あなたのこと大事だよってという親の態度。そこに親との信頼関係、兄弟同士の信頼関係っていうのができてくると私は思っています。

この今回の子どもの意見も聞く、思いを聞くということは、信頼関係とがすごく大事だと思っています。兄弟のことにも置き換えられますが、困っている親が子どもに助けてって言えるような信頼関係を持つためには、子どもがこっちを向いてほしいというサインを親御さんも逃さずに接していくことが大事だと思います。子どもの意見を聞く際には、愛情をもって、子どもと信頼関係のある人材を育てていかないと聞くこともできないのではないかと思います。

先ほど委員がおっしゃっていましたが、数少ない生徒さんと担任との間の密な関係については、まさにその通りだと思います。人数が40人の学級で、私的なところまで先生に相談するという事はなかなかできないと思いますので、教員の人数を何とか確保するっていうところも必要だと思っています。

私共の方は障害の関係で子どもと接していますので、本人さんたちとの関わりは1年や2年でできるものではありません。5年、10年という長いお付き合いをして、やっと何でも話してくれる関係になる。その大事なパイプを太くしていくっていうことは一朝一夕ではできないのではないかなと思っています。

本人たちがよく言っているのは、私達のことを、私達のいないところで決めないで欲しいということです。もう本当にそれが基本だと思っています。それは、障害があるとかないとかは関係ないと思います。先ほど委員が本当に機密性というところ大事にしてほしいっていうご意見についても、私達が反省しないといけないところかなとも思っています。また、色々なご意見を皆様方からいただいて、私も勉強させていただきまます。

(委員)

私が見た私の視点でちょっとお話させていただこうと思います。

私は学校で働きながら子どもたちの居場所作りのようなこともさせていただきながら、去年ぐらいから日本語教室とかにも関わったりしています。先ほど寝た子を起こすみたいな話だったんですけど、まさに私は起こされた方かなと思いつつ話を聞かせていただきました。

ここに参加させていただいて、主に感じていることが、聞き取るということは、発するという事なんですが、今私が関わっている子どもたちは、その発することができない子どもたちばかりです。それは日本語を求められるからなんですよね。もっと多言語の世界であれば、声を上げられるだろうなということはずごく感じていますので、そういった視点を、この条例の中に盛り込んでいただけたらなというように思います。

先ほどスクールカウンセラーの話が出ていましたが、今すごくいろんな国の方が入ってきていて、多言語化している中で、やはり通訳のような制度を、県で考えていただけないかとすごく思っています。

あとは一番最初に委員が言われたその信頼関係の部分で言うと、外国にルーツを持つ子どもたちは言葉もそうなんですけど、文化も違う。文化や経験が全く違った教員に対して、あまり信頼しづらいというか、なかなか打ち明けられないけれども、同じ経験を持つ人とは、打ち明けられることもあるかと思えますので、そういった人材の確保ができるのであれば聞き取りやすいのかなというふうなことは感じたりしています。

あと保護者目線で喋らせていただくと、親に言えるか言えないかの前に、親と会話ができない子どもがたくさんいますし、現に私が関わっている子どもの中にはいて、それこそ心は繋がっているけれども、細かいところは言えない。だからここに来て喋るんだっていうお子さんもいます。なので、親との会話が当たり前のようにあるということではないことも、何か考えていただいて、多文化の視点も入れていただけたらなというように思います。

(部会長)

ありがとうございます。

フロアの方々は一巡しましたので、Webご参加のどうぞ。

(委員)

私からは基本的に共通ですけど、フリースクールの協議会という立場からまずお伝えをしたいなと思ったことは、ご存じのように、学校へ行きづらかったり学校を選択しなかったりしてフリースクールへ行く子どもたちもどんどん増えているし、おそらく減っていかないのだろうなと思っています。そのような中で、子どもたちの意見を聞くときに、子どもに近いのは、必ずしも学校だけじゃないですよというところを、フリースクールだけでなく、今日来られている方の中でもこどもの居場所作りをされていたり、いろんな活動をされていますので、そのような場所で子どもの意見を聞くということが大事なんだろうなと思って聞いていました。

現実問題として、例えば居場所活動とかフリースクールなどで、学校の先生がこそと来られて子どもの様子をご覧になると、学校とは全然違う表情や学びをしていたりして大抵の先生はこんな姿見たことないと驚かれるんですね。それはそうだろうなと思います。大人を考えても、例えば何か意見を求められたとき、会社でいう意見と、家で言う意見と、匿名でいう意見と、もちろん意見は違いますよね。だから子どもたちも学校で言う意見と、それから匿名性や

機密性があり自由に言える意見、親の前では言えない意見と、それぞれ持っているんだろうなというふうに思うので、どこで子どもの声を聞くかっていう場所や機会を少し広く考えていくのがいいんだろうなというふうに、思いました。

少し感想的なこともあるんですけど、今大学で仕事をしていますが、やっぱり大人への信頼がないと、大人はこういう答えが欲しいんだろうなっていう答えを子どもは出してくれます。そう言っておけば正解でしょうっていう答えですね。それを裏返すと、もう大人にあんまり信頼がなかったり、子どもや若者が意見を言ってもそれは反映されないんじゃないのという裏返しなのかと、大学生や高校生を見ていると感じたりはします。

一方で、大人の方も、言えば叩かれるし、言っても何も変わらないよねという何となくそのような風潮があり、大人が意見表明できない、しづらい世の中で、子どもの意見表明を進めようというのもどうなのかなと一方では思ったりして、どこからか進めないといけないんですけども、子どもの意見の前に大人の意見についても改めて考える必要があるんだろうなというのを感じました。以上です。

(委員)

ありがとうございます。

小学校の教員という立場で毎日子どもと関わっている中で、やはり子どもたちって小さくてもそれぞれ意見があって、聞いて聞いてという気持ちはすごく高いので、初めの方でおっしゃってた子どもの意見をきちっと聞き取れる大人になっていかないといけないというのがあって、やはりそのような大人がたくさんいることで子どもたちも安心して喋ってくれるのかなと思います。また、必ずしもフィードバックするのは大人じゃなくてもいいのかなと私は思っていて、ちょっと上のお兄さんやお姉さんが中に入っても、子ども同士の話し合いに広がりが出てくるのかなというのを私も感じていました。

タブレットを子どもたち1人1台ずつ持っており、ロイロノートとかも実際に活用していますので、意見の表明というのは必ず言葉、口から発することだけではなくて、いろんな表現の方法もあるかなと思います。先ほど言われた、その置かれる環境によって子どもたちの意見が違うというのはおっしゃる通りと思って、教員に言う言葉と親への言葉、地域の人が聞く子どもの言葉というのは、どこかニュアンスは少し違うけれども、子どもたちが言いたいことはこういうことなのかなと、大人がきちっと最後まで聞く環境を作ってあげて、その中で話し合うということが大切になってくるのかなと思います。

最後に、やはり守秘義務はすごく大事なかなと。子どもたち自身が言ったことを、何でも大人が簡単に周りに言うというのは困ると思うので、やっぱりそういう信頼関係もあると思うんですけど、あなたたちが言ってくれた言葉がこういうふう施策とか条例に反映するんだよっていうところをきちっと説明して、自分たちが言ったことがこうやって条例に反映されてるんだなっていうのを、最後に子ども達が評価をして、よかったなって自分たちで効力感上げていくっていうのがすごくこれから条例を作るときに大切かなというふうに感じました。学校現場でも子どもたちにどう聞いていくと子どもたちが喋ってくれるかなということも、私もこの委員になってからいろいろ考えるようになって、皆さん自分の権利って？と聞いたら、答えられない子どももいるんですけど、やっぱりそういう子どもたちにもわかるように説明していけるようなことが教育の場でも必要なのかなというのを感じさせていただきました。

ありがとうございます。

(委員)

私は滋賀大学で教えていて、学生の意見を聞いてきましたので、それをお伝えしようかなと思います。幼児教育も子どもの権利を扱うので、子ども基本法というのができて、滋賀県の条例にどんなことがあれば、子どもの権利に繋がっていくかっていうことを聞いてみました。資料がありますが画面共有はできないと思うので読み上げさせていただきます。

・冬にダウンは不可という校則があり、なぜ駄目なのか先生に聞いたら、生徒会で決めたらと言われた。それ自体は良いのだが、そもそも自分たちに権利があるということを私達は知らない。権利を知らなければ使うことができないので、権利を知る機会が必要ではないか。

・選挙がいい例だが、意見を求められても、十分に中身がわからないものに対して意見ができない。意見を聞く前に、何に意見が求められているのかをわかりやすく情報提供することが必要ではないか。

これは本当に言う通りで私子どもの権利は何かっていうのをしっかり伝えてから意見を聞いたんですけど、多分そうじゃなかったら違う意見が出てきていたんだろうなという気がします。次ですが、「自由に生きなさい、個性が大事ですと言われるのに、実際に自由にしたり個性を出したら叩かれる。子どもの権利を大事にしていると言いながら、現実がそうならないことは一番しんどい。ルールを作るのであれば実行できるものを作ってほしい。子どもの権利や自由が実際に保障される仕組みがなければ意味がない。」「ヤングケアラーは子ども、若者世代を十分に生きられないので、支援の枠組みに含めてほしい。」「義務教育は学校に行かなければ

ばいけない義務だと思っていた。」これについては、大体の学生が、教育を受ける権利じゃなくて、学校にいかなきゃいけない義務だと思っていた。

ここから先は学生の意見を聞いてみての私の意見です。

自分たちの身近なことというのがやはりきっかけになるのかなと思います。その自分たちの生活のことを自分たちで考える場所とは、多分学校では生徒会なのではないかなと思っていて、その生徒会担当の先生に例えば子どもの権利ファシリテーターみたいなものになってもらう。学校の先生も大変忙しいので、場合によっては外部から入ってもらうということもあり得るのかもしれませんが、やはり子どもの権利について知る場ってというのが必要だなということを感じました。あと、学校内外の身近な生活に根ざした問題について子どもの声を聞いたり身近な仕組み作りに参画できる支援をすることが地域に開かれた学びにも繋がるのではないかなということを感じました。例えば今回私が代わりに学生に聞いたような形ですけど、直接パブリックコメントみたいな形で生徒会に聞いてみるっていうこともできるはずですし、何かそれを学びに繋げていくやり方っていうのもあるんじゃないかなっていうことを感じました。また、学校以外にも、先ほどフリースクールのお話もありましたけれども、様々な拠点にファシリテーターやユースカウンシルを設置する。カナダなど、海外だと、若者に近い年齢の方がユースカウンシルで働いたり、アドボカシー事務所で働いて子どもの意見を聞いたりサポートしたりする制度があります。子ども自身に、子どもの権利について知ってもらうことも大切で、スウェーデンなどでは保育園でも子どもの権利について教えています。日本でも子どもの権利についてまず知ってもらうということがすごく大事かなと思いました。

(部会長)

ありがとうございました。

ちょっと委員の後段が数秒ですけども途切れた部分がありまして、匿名性を担保してその資料を共有させていただくことは可能でしょうか。

(委員)

はい。パワーポイント2枚で今読み上げた分だけですけれども、名前は書いておりませんので。

(部会長)

では、事務局の方に届けていただいて、また共有させてください。

最後に言っていた子どもに向けたシステムとしてパブコメのような形で、教育委員会のご協力を得て、各学校の生徒会へというのはありかなと思います。ありがとうございます。本当に委員の皆さんのおっしゃる通りだというふうに思うので、私の方からはあえて隙間の違う視点からということ。

子どもの権利条約12条自体が皆さんおっしゃっていただいたまさに信頼関係。信頼関係がないと声が出せない。だけど、信頼関係を作るには聞かないと、コミュニケーションができないと駄目という、まさに鶏と卵というところがあります。信頼関係を作っていくためにもまず聞く方から始めようじゃないかという視点は一つ大事かなというふうに思うんですね。

私もスクールカウンセラーを28年ぐらいしていますけど、今の子ども達はますます忖度しないと生きていけない。友達関係もそうなんですけども、親とも先生とも社会とも関係がある中で、聞くシステムをいくら作ってもなかなか本音にはいかないと、あるいは場面で違うことを言うってという意味で言うと、忖度能力だけがすごく成熟してるような気がするんですね。それを乗り越えてどういうふうに聞いていくかっていうところで、先ほど仰っていた、子どもの意見形成能力というのは、最初は自分の身の回りとか、自分が悲しい、つらい、嫌だといった自分に直結した部分から徐々に広がって行って、先ほどもありました平和とか何とかっていうのはどうだという、意見形成の発達道筋みたいなものがあると思います。それをどういうふうに支援しながら考えていくか。今日も具体的な聞き方のヒントになるのをいっぱい出していたように思います。

前の条例との関係で言うと、子どもの権利条約が国連で1989年に採択されて日本が批准したのが1994年で5年かかった。世界の中でずば抜けて遅かったわけですね。日本が批准するまでの時間が。いくつか理由があるんですが、やはり一番、世の大人に引かかったのが、この12条ですね。意見表明権。この12条を巡っては、先ほどのまさに寝た子を起す覚悟がありますかっていうところで、だいぶ議論があって、それでなくても子どもは好き放題言っているのに、これ以上そんな意見表明権をやろうとして、どうするんだと。しかし、考えてみれば、ちょうど子どもの権利条約が批准されて来年で30年。今やもう30歳未満全員が条約世代として育てていることになります。その辺はもうちょっとステージを上げてやることあるんだろうな、そういうふうに思います。

そのような中で今日は子どもの意見を聞くということについて、本当は他の方の発言を踏まえて、もうちょっとご意見を付け足したいとかというのが皆さんに湧いていると思うんです。しかし、もう既に予定の時間を過ぎていますので、これだけは言っておきたかったなみたいなものや、事務局から聞きたいことを付け足して、アンケートを投げてもらおうことにします。今日は

特に聞き方、ということを中心に、それを受けていくつかの類型にしながら、じゃあ条例の中で何ができるか。これには先ほどありました人、物、金色んなことにも影響しますし、この条例がどこまでのことを考えているのかということもあろうと思います。それはまた次回以降の議論とさせていただいて、ひとまず子どもの意見を聞くということについての考え方みたいなことを事務局の方の付け足しを含めて、ご連絡いただけるとありがたいかなというふうに思います。

私の方からもう一点だけ付け加えれば、やはり聞くっていうだけではなくて、先ほどもありましたが、その前提として説明が要ると思います。何聞かれているかわかんないんでオープンクエスチョンでどう思うのだけではなくて、やはりコミュニケーションというか往復的な制度を前提にしながら、特に政策レベルでは聞いていかないと、またそれが学びのチャンスにもなるんだという、豊かなものになればいいなというふうに思います。

そうは言ってもこれだけは今言いたいという方はいらっしゃいますか。

(委員)

子どもの意見を聞くことはもちろん大事なのですが、子どもの意見を聞いている我々大人の意見もしっかりと汲み取っていただきたい。例えば、委員もおっしゃいましたけれども、教員の数をもっと増やしてほしい。実際それは大事なんです。子どものために、委員として意見を言いますが、あえてしつこく言いますが、子どもの意見を知っている我々大人の意見をしっかりと汲み取っていただきたい。

(部会長)

はい、ありがとうございます。他いかがですか。

(委員)

この条例についてなんですけども、当事者の方が必ず言うことがあります。私達にもわかるように、簡単に具体的に条例を文章化してほしい。子どもの条例ですので、難しい条例の言葉よりもわかりやすい言葉でお願いしたいなと思います。

(部会長)

ありがとうございます。子どもの権利条約についても、訳をそれこそ子どもと訳すか児童と訳すかに始まって、ただ片方で法制度上どう表現するかという。法律の用語というのはどうして

も同じものを指すなら、なるべく短い言葉で記述するようということがありますので、場合によっては子どもバージョンみたいな公定訳というか、そういうことも意識していいかもしれません。参考にさせていただきます。ありがとうございました。

今日はここまでとさせていただきます。一旦事務局の方へお返しします。

(2) その他

(事務局)

本日は非常に熱心なご意見をたくさんいただきましてありがとうございます。時間が足りなかったという点につきましては、こちらの方でどうできるか考えたいと思いますし、先ほど部会長からございましたように、追加の意見について事務局の方からまたお伺いさせていただきたいと思います。

皆様から様々なご意見をいただきました。率直に申し上げまして条例の実際の規定にするという観点からご意見をいただくというのが、事務局としてもなかなか難しく、どのようにすればそのような議論になるのかと思っていたんですけれども、本日いただいた意見の中にも、前提となるような、いろんな見解あるいは知見そういった点があったのではないかと考えております。本日いただいた意見、それからこれから追加でいただく意見、こういったものを踏まえまして、次回には、この条例をどういう立て付けのものにするか、あるいは具体的にどういう規定を考えていく、といった内容も含めて検討できればいいと思っておりますので、第3回の会議につきましては、また日程調整させていただきたいと思います。

では、以上をもちまして、第2回条例検討部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

○閉会